

魚津市男女共同参画プラン（第4次）

YOU & 愛 2021～2025



ごあいさつ



少子高齢化と生産年齢人口の減少の影響で日々の生活は目まぐるしい変化の中にあります。それは決して遠い地域や国だけの問題ではなく、魚津に暮らす私たちにも身近に感じられることがあると思います。

社会情勢の変化に合わせて人々の価値観やライフスタイルも多様化しており、様々な考え方や働き方が必要となっています。そのためには、性別に関わらずお互いを尊重し平等にチャンスと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が極めて重要です。

魚津市では平成9年に策定した第一次計画をはじめとし、令和2年度までは第三次の男女共同参画の計画を基に男女共同参画が浸透するようこれまで様々な活動を行ってまいりました。

新しく策定しました本計画では魚津市が目指す将来像を「お互いを尊重し 自分らしく輝けるまち うおづ」とし、それを実現するために2つの基本目標「すべての人がお互いに認め合う意識づくり」と「誰もが安心して活躍できるまちづくり」のほか4つの主な課題を柱といたしました。

本プランの実施にあたりましては、市民、男女共同参画地域推進員、事業者及び地域の皆様が日々の生活や地域生活のなかで男女共同参画を意識していくことが重要です。皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、この計画策定にあたり市民をはじめ、男女共同参画推進市民委員、男女共同参画地域推進員、関係各位の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和3年3月 魚津市長 村椿晃

目 次

第1章 計画の策定について

- 1. 計画策定の趣旨…………… 2
- 2. 計画の法的根拠と位置づけ・期間…………… 4
- 3. 第3次プランの検証、魚津市の環境、現状と課題…………… 5

第2章 計画の内容

- 1. 基本理念……………17
- 2. 将来像……………18
- 3. 基本目標……………18
- 4. 取組みの体系図……………20

第3章 施策の展開

- 基本目標1** すべての人がお互いに認め合う意識づくり ……22
 - 主な課題① あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発……………22
 - 主な課題② 性の尊重……………23
- 基本目標2** 誰もが安心して活躍できるまちづくり ……26
 - 主な課題③ 労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進……………26
 - 《女性活躍推進計画》
 - 主な課題④ 配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶……………29
 - 《DV（ドメスティック・バイオレンス）防止基本計画》

第4章 計画の推進

- 1. 計画の推進体制 ……32
- 2. 計画の進行管理 ……32
- 3. 成果指標一覧（再掲） ……33

- 資料編 ……35

第1章

計画の策定について

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成9年（1997年）に第1次計画となる「魚津市男女協力プラン～YOU&Iプラン～」を策定し、平成16年には「魚津市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成18年に第2次計画となる「魚津市男女共同参画プラン～YOU&愛2006～」、平成28年には第3次計画となる「魚津市男女共同参画プラン YOU&愛2016～2020」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

こうした取り組みにより、市民アンケートの女性の仕事に関する設問では、「男女に関係なく能力に応じて働き完全に平等にするべきだ」との回答が初めて5割を超え、また、男女共同参画に関する設問では、「言葉も内容も知っている」との回答が、経年で一番多くなるなど、男女共同参画の意識が少しずつ変化してきています。

しかしながら、女性の管理職・役員については、富山県の統計データと同様、女性の管理職率が低い状況が続くなど、課題は残っています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組みとも連動しながら、平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定、平成12年には法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成27年9月には国連において持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17あるゴールの一つとしてジェンダー平等が設定されました。また同時期、国では女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が制定されたほか、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

本市においても、女性活躍推進法の制定により、平成29年12月に「魚津市男女共同参画プラン YOU&愛2016～2020」を一部改訂し、「女性活躍推進法」の趣旨を反映しました。

急速な少子高齢化により生産年齢人口が減少していくなかで、女性の職業生活における活躍が推進され活力ある社会を維持するためには、すべての人が自分らしく暮らすことができるよう、男女共同参画社会を実現することは非常に重要となってきました。

この計画は、本市がこれまでに策定した計画の基本的な考え方を継承し、その成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応する新たな取組みを盛り込みながら、男女共同参画の意識が確立することを目指して策定するものです。

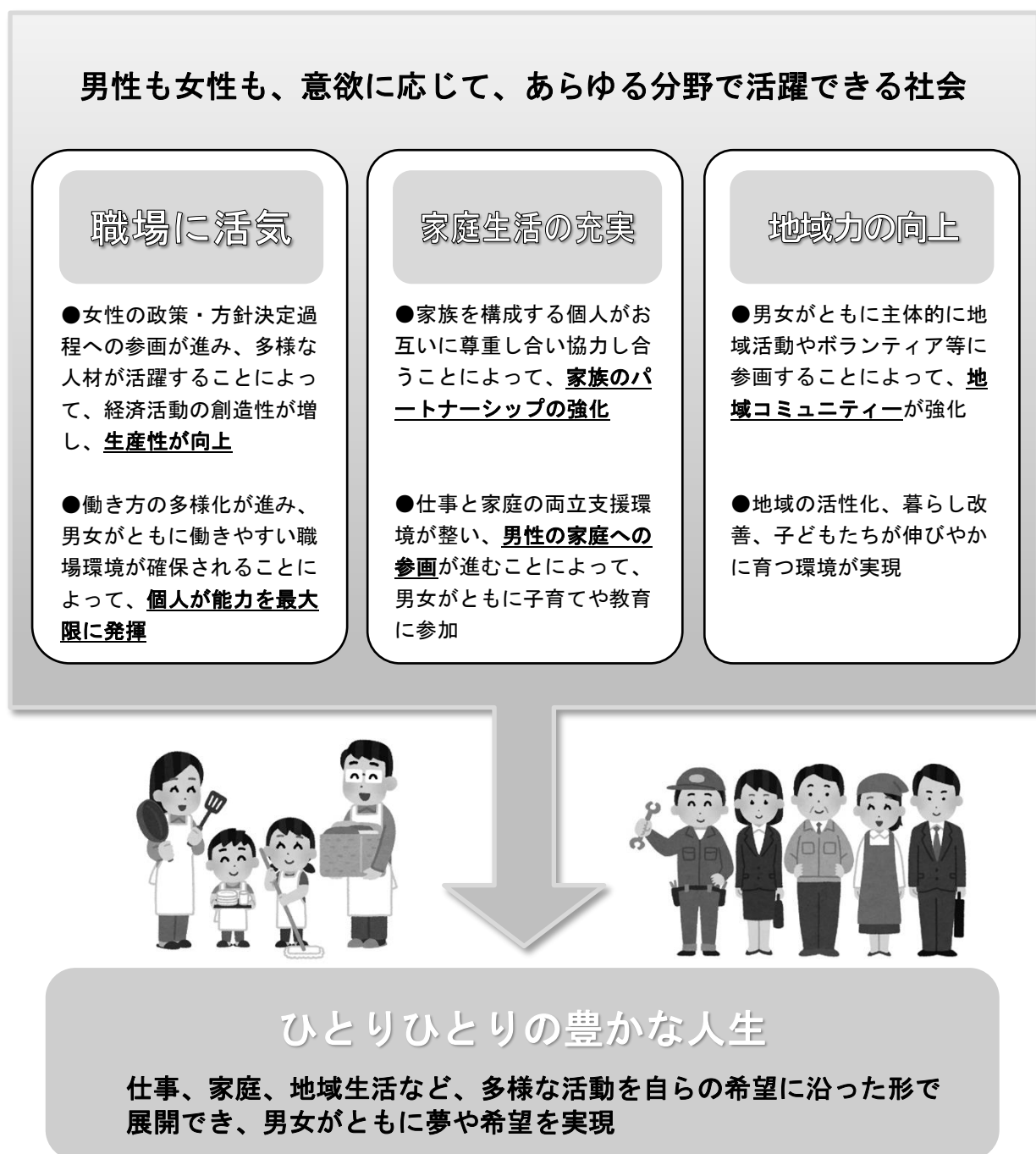
男女共同参画とは・・・？

魚津市男女共同参画推進条例では「男女が性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力が発揮される機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、かつ、責任を分かち合うこと」としています。

また、内閣府男女共同参画局では以下の図のようにまとめられています。

≫ 男女共同参画社会のイメージ図

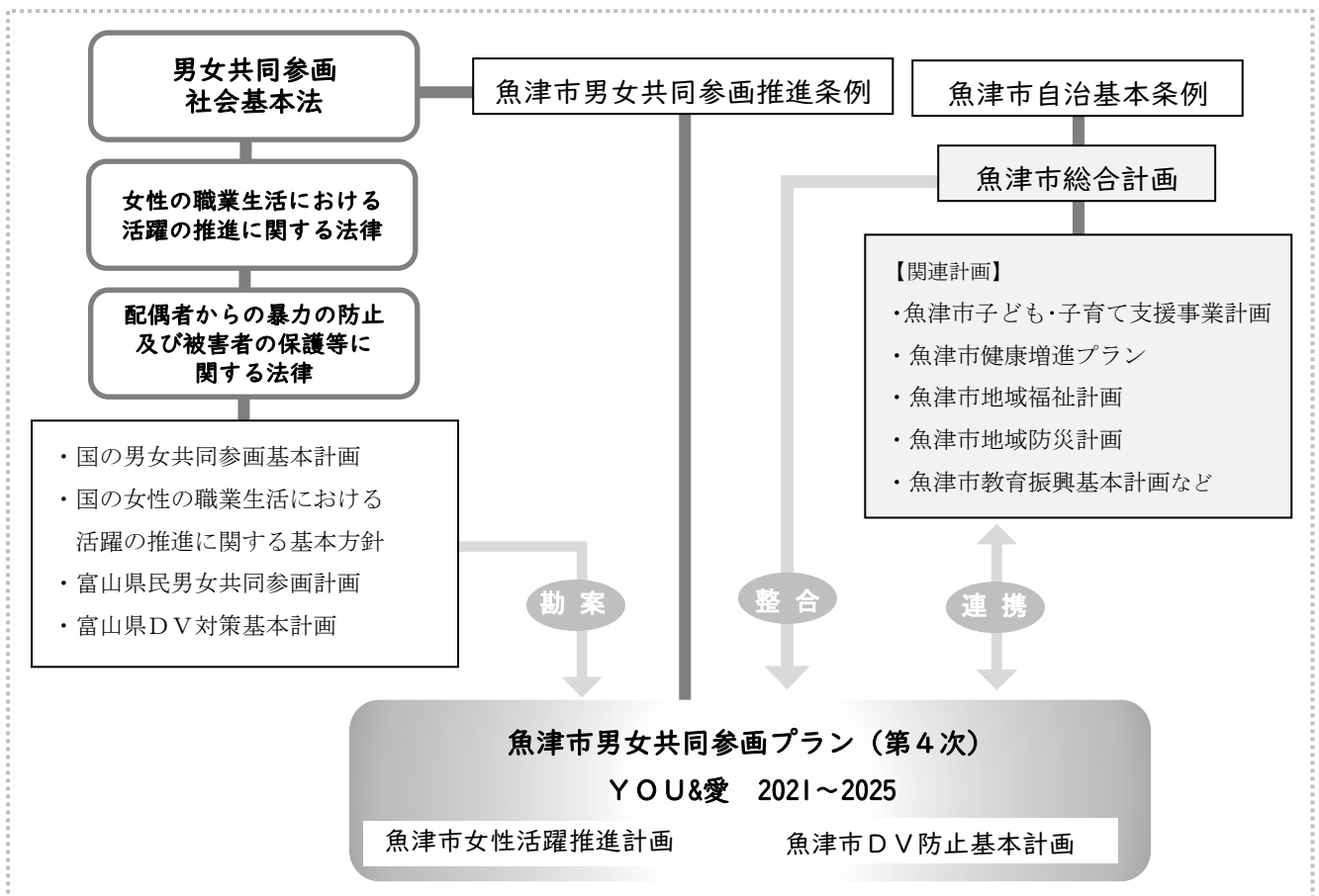
(内閣府ホームページより)



2-1. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「富山県民男女共同参画計画（第4次）」の趣旨を十分に踏まえます。

また、本計画は、上位計画である「魚津市総合計画」やその他関連計画との整合を図り策定しています。加えて、計画の一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、及び「女性活躍推進法」に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、県の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、及び国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」の趣旨を十分に踏まえます。



2-2. 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年とします。

(年度)											
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	第5次総合計画 R3～R12										
	第11次基本計画					第12次基本計画					
	男女共同参画プラン(第4次) R3～R7					男女共同参画プラン(第5次) R8～R12(予定)					

3-1. 第3次プランの検証

第3次プランでは、各施策の取組みがどの程度進んでいるかを図るための「成果指標」を定め、事業を進めてきました。下の表は、各成果指標の目標値と実績値の推移を示したものです。(数値は男女共同参画推進アンケート及び市民意識調査、担当課調査より抜粋)

◆基本目標1：男女がお互いに認め合う意識づくり

【成果指標】

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	目標 R 2	達成度 ※1
(年度)								
様々な場面で男女の地位が「平等」と答えた人の割合								
結婚や家庭生活で	19.6%	—	—	—	—	20.1%	40.0%	50.3%
学校教育の場で	62.0%	—	—	—	—	48.4%	90.0%	53.8%
就職や職場で	12.9%	—	—	—	—	17.2%	30.0%	57.3%
地域活動の場で	27.6%	—	—	—	—	26.6%	50.0%	53.2%
社会通念・習慣・しきたりなどで	14.7%	—	—	—	—	9.0%	30.0%	30.0%
政治や行政への参加において	16.3%	—	—	—	—	9.7%	30.0%	32.3%
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	68.0%	—	—	—	—	78.4%	90.0%	87.1%
男女共同参画推進関連の講座等に参加したことがある人の割合	—	—	—	—	—	6.8%	20.0%	34.0%
日ごろから男女共同参画を意識し実践している人の割合	—	—	—	—	—	17.9%	50.0%	35.8%

◆基本目標2：誰もが安心して仕事や生活ができる社会環境づくり

【成果指標】

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	目標 R 2	達成度
(年度)								
セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止について、就業規則等で明確化するなどの取組みを行っている事業所の割合	34.3%	—	—	—	—	33.3%	70.0%	47.6%
「ワーク・ライフ・バランス」を意識して仕事・家庭の両立に取り組んでいると思っている市民・事業所の割合	—	—	—	—	—	40.7%	50.0%	81.4%
「イクボス宣言」事業所数	—	0社	8社	11社	15社	15社	20社	75.0%
家庭における家事・子育て・介護の分担について、「男女で協力してやっている」と答えた人の割合	36.0%	—	—	—	—	21.6%	75.0%	28.8%

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	目標 R 2	達成度
過去5年間に育児休業制度または介護休業制度を14日以上利用した男性従業員がいる事業所	4.9%	—	—	—	—	14.3%	10.0%	143.0%
子育てしやすいと感じている人の割合	30.4%	31.3%	33.6%	32.7%	34.9%	23.3%	60.0%	38.8%
育児休業が取得しやすい労働環境であるとと感じている人の割合	26.1%	33.2%	29.0%	32.5%	35.5%	26.5%	50.0%	53.0%
DV被害を受けたことがあると答えた人の割合	20.6%	—	—	—	—	18.4%	5%以下	27.2% ※2
DV被害を受けた人のうち、公的機関を含め、誰かに相談した人の割合	51.2%	—	—	—	—	61.8%	90.0%	68.7%

◆基本目標3：女性がより活躍できる地域づくり

【成果指標】

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	目標 R 2	達成度
公的な委員会、審議会等の女性委員の比率	28.2%	27.7%	28.0%	28.1%	27.2%	27.7%	40.0%	69.3%
女性の声が行政に反映されていると思うと答えた人の割合	10.0%	—	—	—	—	7.0%	25.0%	28.0%
市職員の管理職の女性の比率	7.10%	7.10%	7.50%	16.7%	18.0%	18.0%	30.0%	60.0%
女性管理職や女性の役員がいる事業所の割合	60.4%	—	—	—	—	54.7%	80.0%	68.4%
女性の管理職について、能力があれば性別にかかわらず登用している事業所の割合	42.0%	—	—	—	—	62.1%	80.0%	77.6%
「女性活躍推進法」に基づいて、事業主行動計画を策定している事業所の割合	—	—	0.0%	0.1%	0.6%	0.7%	50.0%	1.4%
「女性部会」を設置している地域振興会の数	—	0	0	0	0	0	100% (全13地区)	0%
女性役員の割合が30%以上の地域振興会の数	—	0	1	0	0	0	13	0%
女性が役員として方針決定の場に参加している自主防災組織の数	—	38.5%	38.5%	38.5%	46.2%	46.2%	全組織の50%	92.4%
女性防災士の数	2人	2人	3人	5人	5人	11人	5人	220.0%

※1 (達成度) = (実績値 R1) ÷ (目標値 R2)

※2 この項目のみ達成度の計算は (目標値 R2) ÷ (実績値 R1) で算出

プラン策定以来、基本目標の実現のために様々な施策や事業を実施してきましたが、目標の達成度については以下のとおりです。

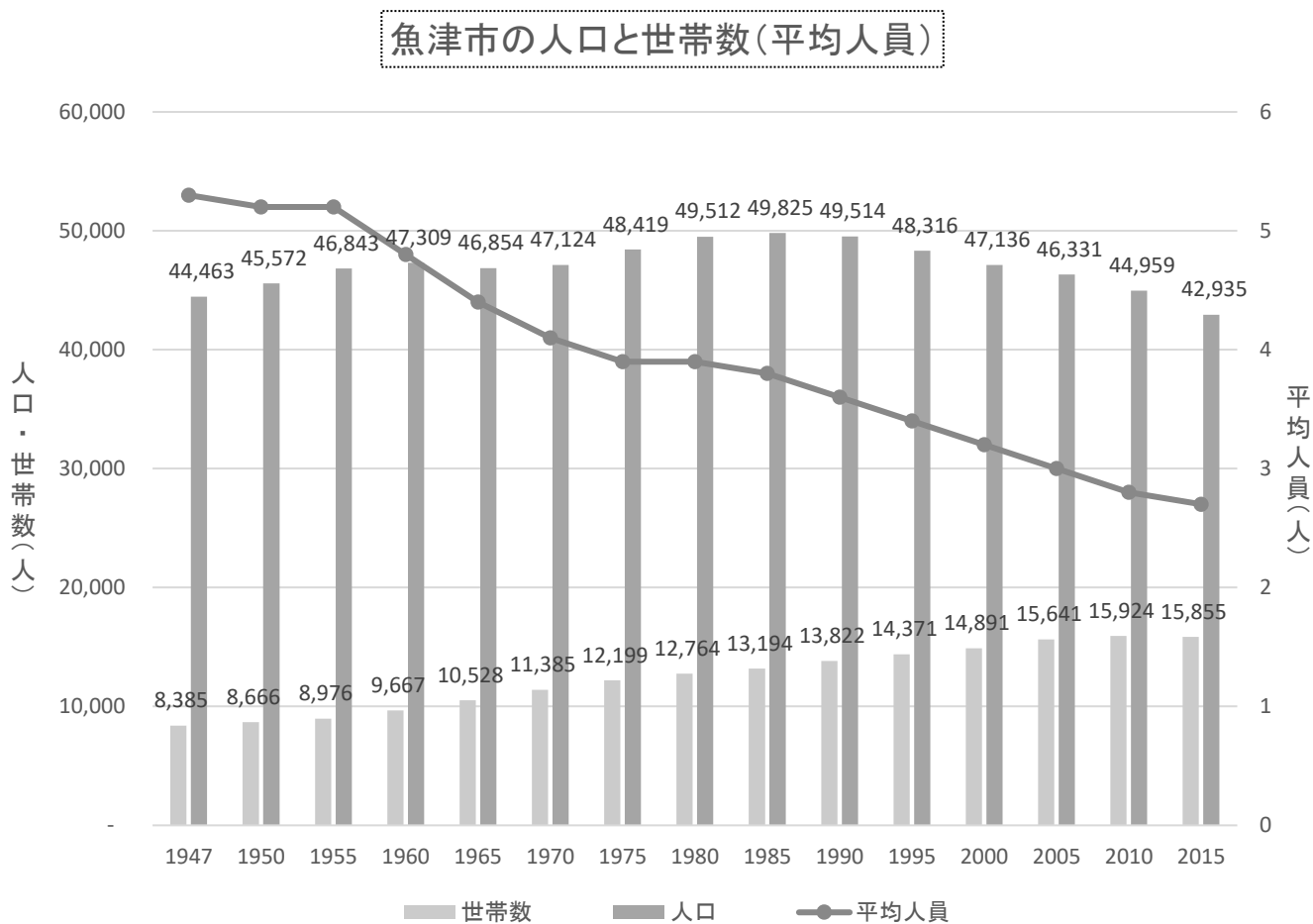
達成度 (= R1 実績値/目標値)	成果指標 (達成度)
達成度 100%以上 (順調) 	・ 女性防災士の数 (220%)
	・ 過去5年間に育児休業制度または介護休業制度を14日以上利用した男性従業員がいる事業所 (143%)
達成度 80%以上 (おおむね順調) 	・ 「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合 (87%)
	・ 女性が役員として方針決定の場に参加している自主防災組織の数 (92%)
達成度 20%以下 (見直し必要) 	・ 「女性活躍推進法」に基づいて、事業主行動計画を策定している事業所の割合 (1.4%)
	・ 「女性部会」を設置している地域振興会の数 (0%)
	・ 女性役員の割合が30%以上の地域振興会の数 (0%)

達成度が80%以上の指標が少なくなっており、各施策や成果指標、指標目標値の見直し等が必要となっています。

3－2.魚津市の男女共同参画を取り巻く環境

(1) 人口

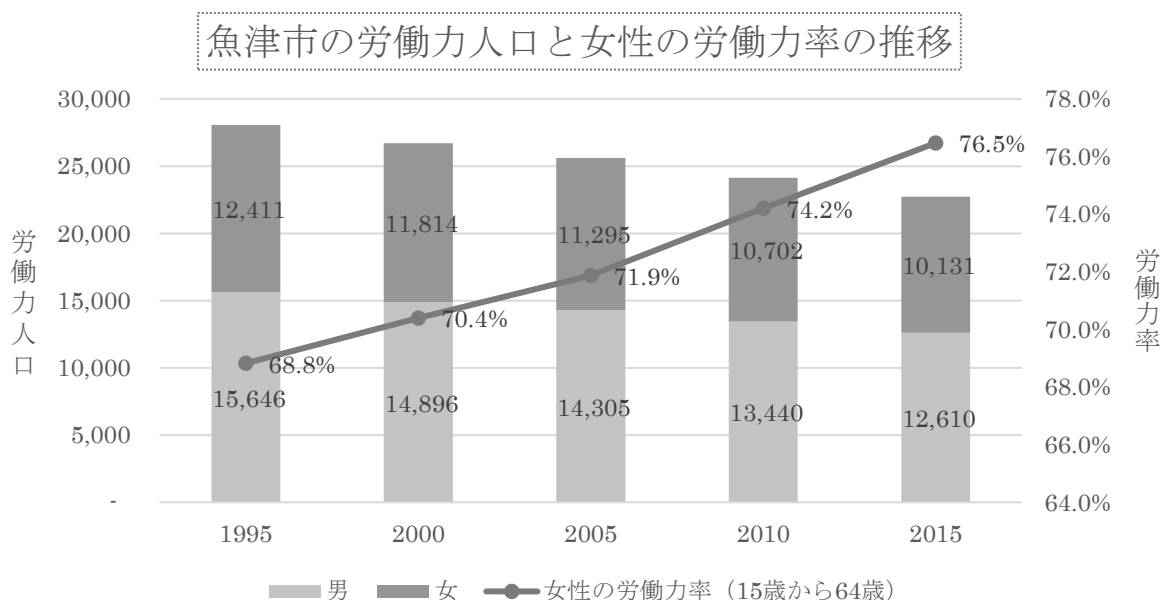
魚津市の人口は、昭和 60 年（1985 年）の 49,825 人をピークとして減少傾向に転じています。世帯数は増加していますが、世帯当たりの平均人員数は減少しており、国勢調査開始の昭和 22 年（1947 年）の 5.3 人から平成 27 年（2015 年）には 2.7 人となっています。



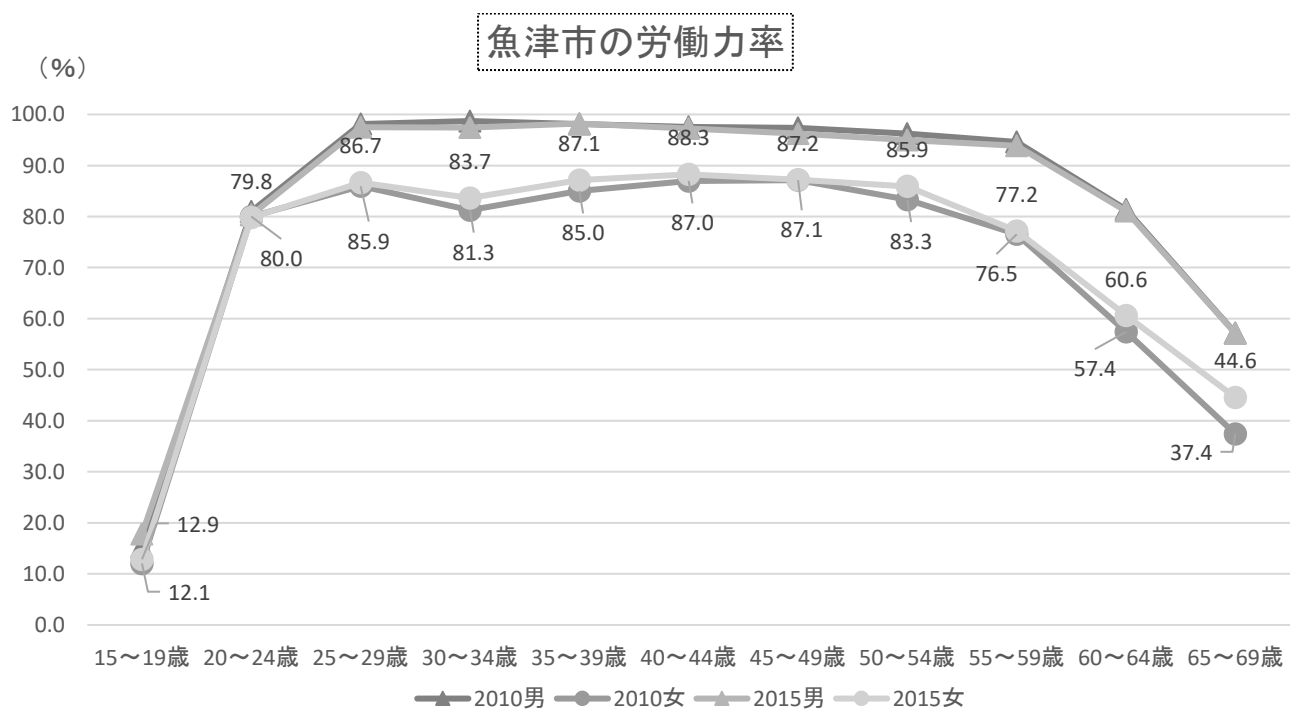
（資料：総務省統計局「国勢調査」）

(2) 労働力人口と女性労働力率（労働力状態「不詳」を除く）

魚津市の労働力人口（15歳以上）は、平成7年（1995年）の28,057人から減少し続けています。一方で、女性の労働力率は平成7年（1995年）の68.8%から平成27年（2015年）には76.5%となっており、女性人口のなかでも働く女性が増加しています。



労働力率においては、女性は結婚・出産・子育て期となる30～34歳の労働力率が低いM字型です。平成22年（2010年）と比べ平成27年（2015年）にはM字が緩やかになっており、20～24歳を除くすべての年代で労働力率が上昇しています。



3-3.魚津市の現状と課題（市民・企業アンケート結果）

第4次プラン策定のために実施した市民・企業アンケートの結果について報告します。

魚津市男女共同参画推進アンケートについて

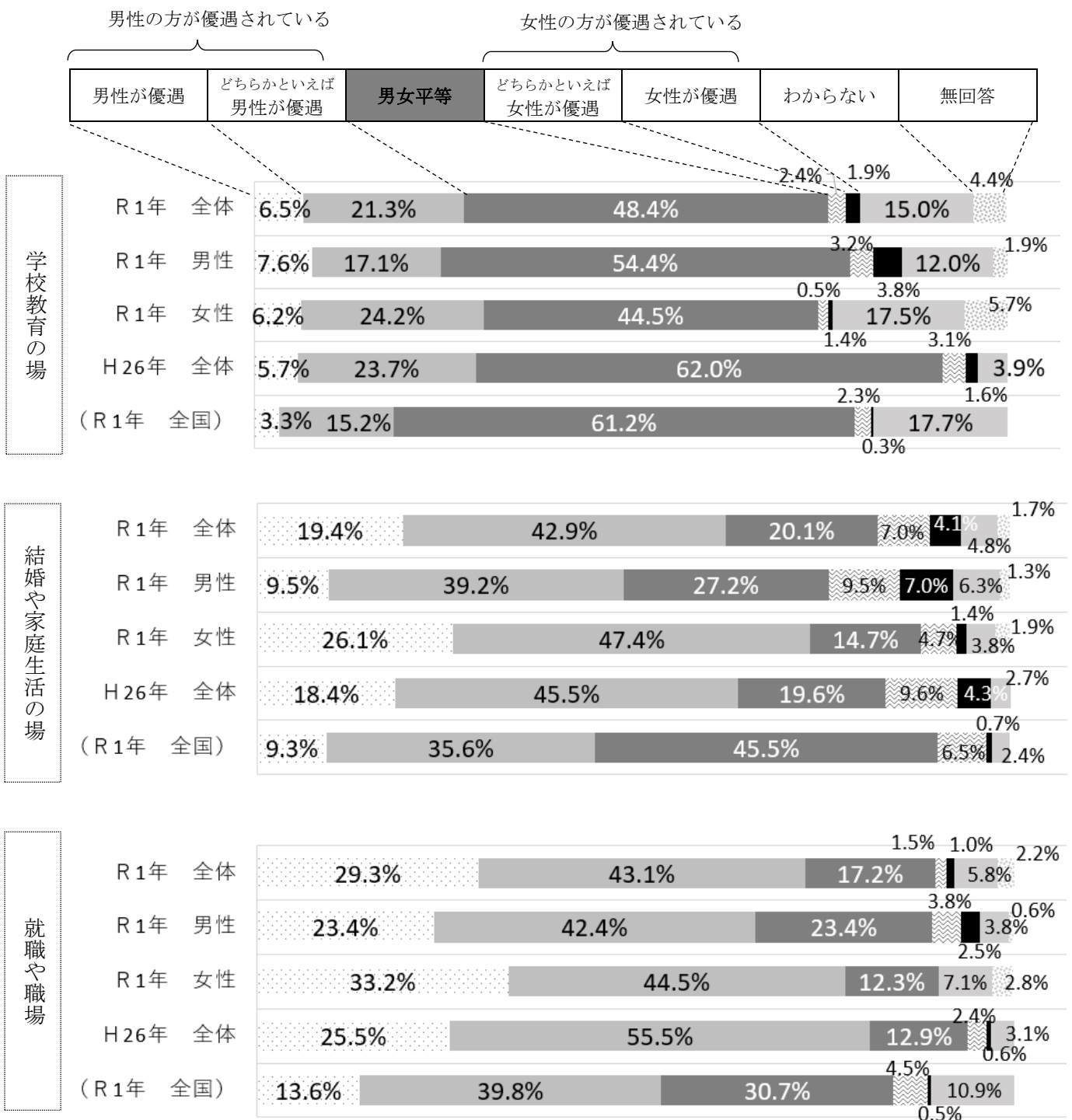
調査期間 令和元年7月18日（木）～8月8日（木）

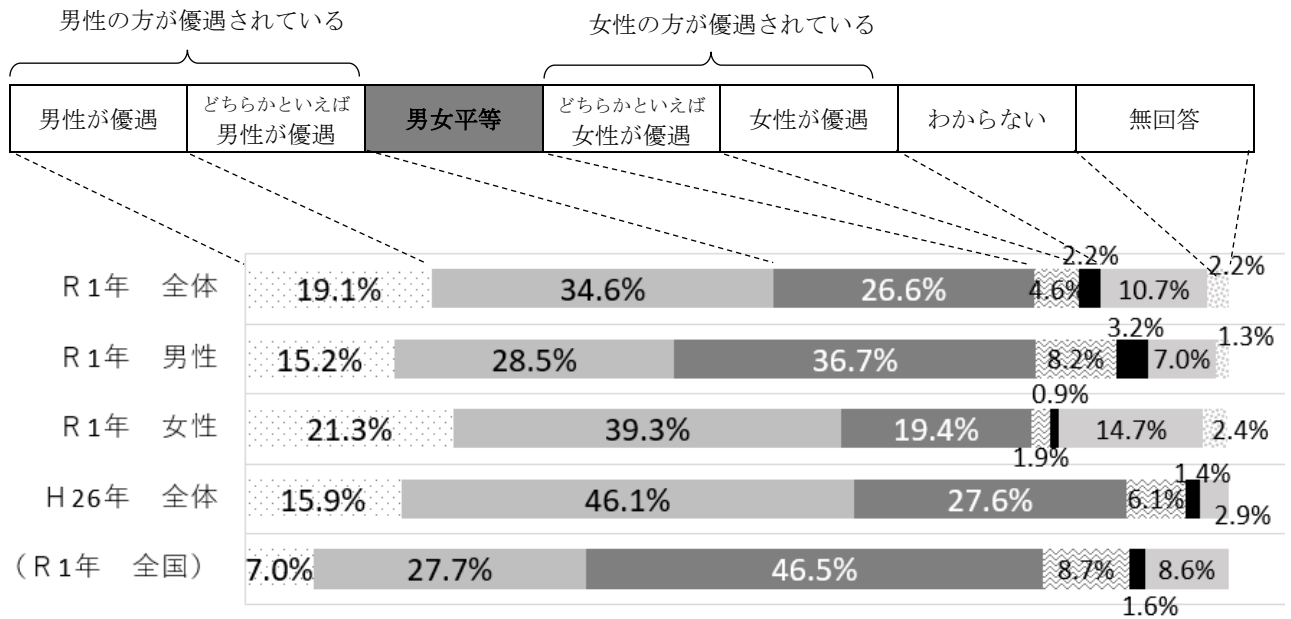
調査対象 市民アンケート 無作為抽出による1,000名 回答数413（41.3%）

企業アンケート 企業ガイド掲載企業100社 回答数66（66.0%）

市民アンケート

（1）様々な分野における男女の平等感

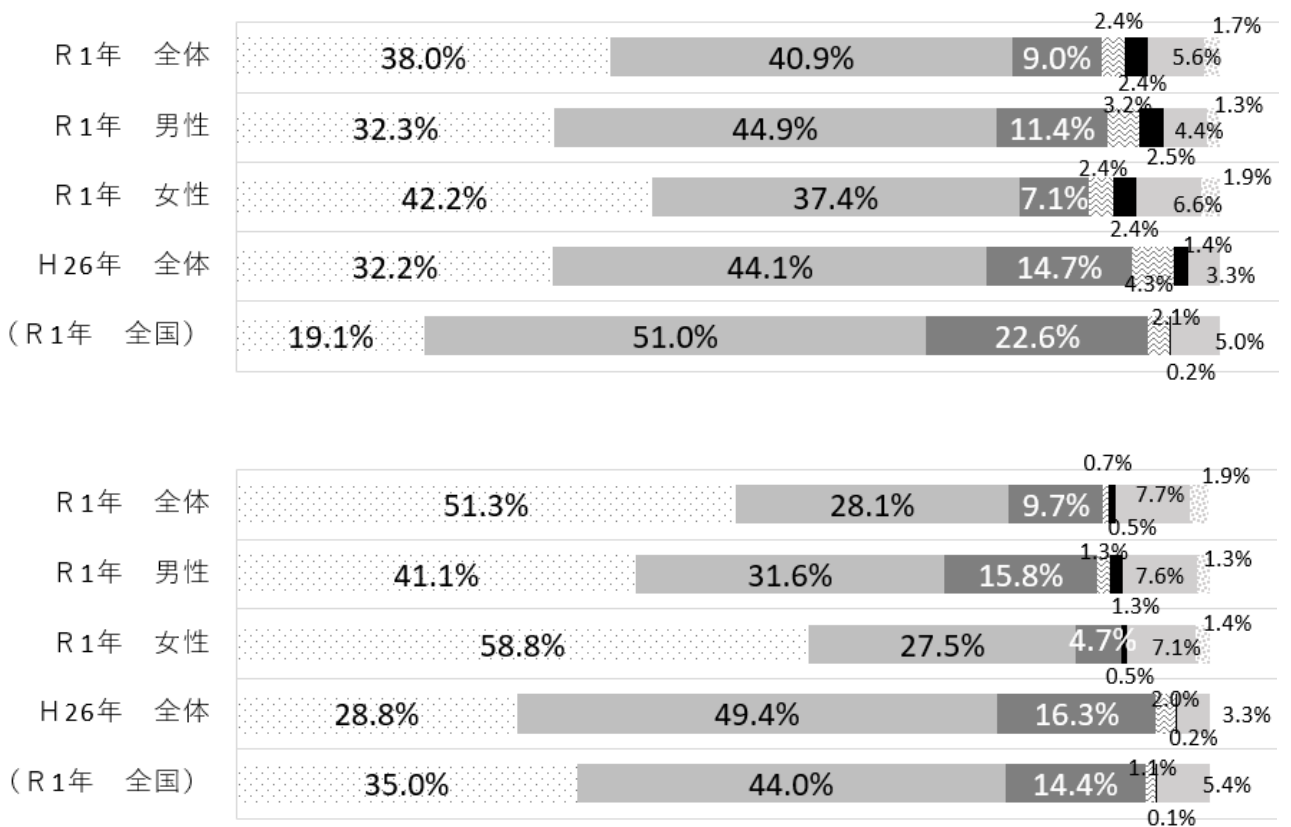




地域活動の場

社会通念・習慣・しきたりなど

政治の場



すべての場面で、性別回答でみると、女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答している割合が多くなりました。また、全国と比較するとすべての場面で、本市の回答者の方が「男性の方が優遇されている」と回答している割合が多く、「男女平等」と回答している割合が少ないという結果となり、本市の男女共同参画のより一層の推進が必要となっています。

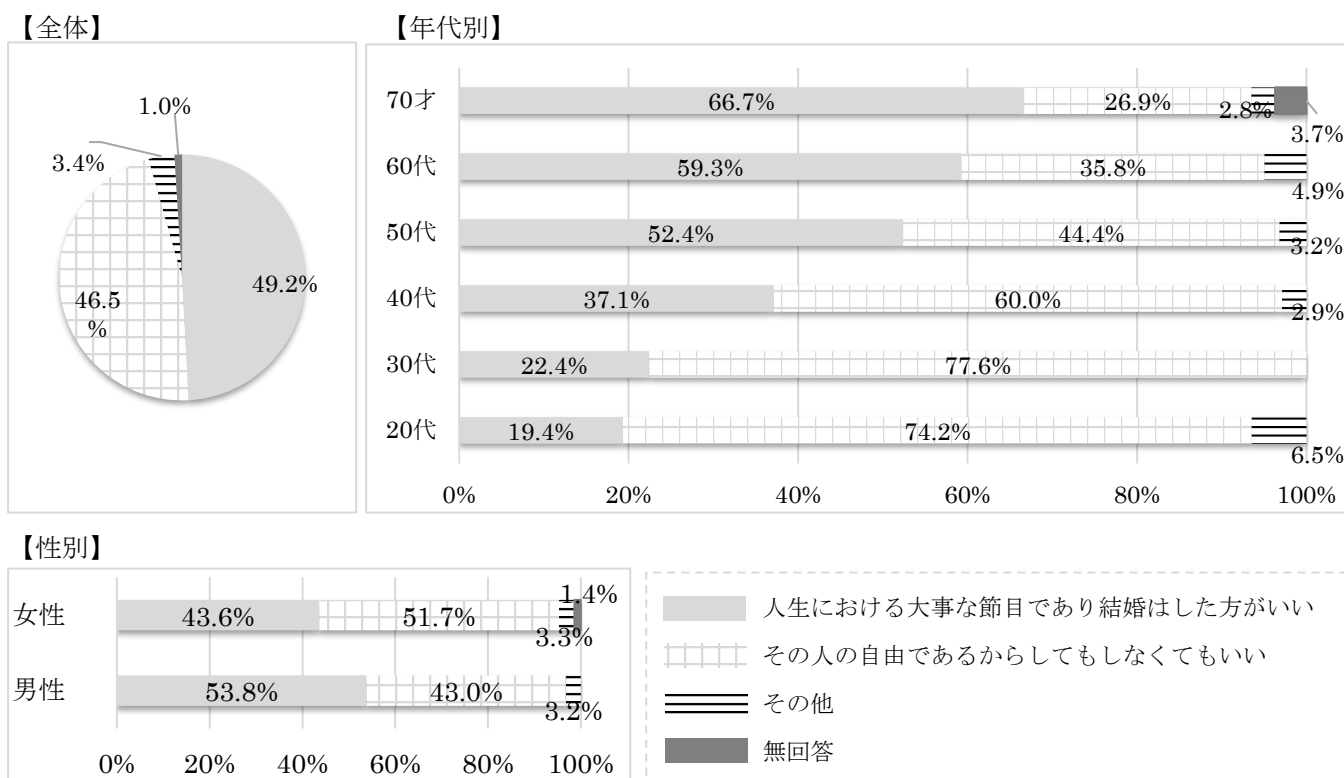
《様々な場面での「男女が平等であると感じている人の割合」の推移（一部再掲）》 （％）

指標名	H17 年度	H22 年度	H26 年度	R 1 年度	目標
学校教育の場で	62.9	69.8	62.0	48.4	90.0
結婚や家庭生活で	17.1	27.6	19.6	20.1	40.0
就職や職場で	8.4	19.5	12.9	17.2	30.0
地域活動の場で	29.1	36.4	27.6	26.6	50.0
社会通念・習慣・しきたりなどで	9.2	17.1	14.7	9.0	30.0
政治や行政への参加において	14.4	22.3	16.3	9.7	30.0

また、上記の一覧表により、様々な場面で男女の地位が「平等」とであると答えた人の割合に関する過去の結果をみると、いずれも目標値を下回っています。さらに経年で比較すると、すべての場面で平等だと感じている人の割合が5割を下回っており、様々な場面での男女平等感は低く、今後、より一層の意識啓発等の取組みが必要であることがわかります。

（２）結婚の考え方について

「結婚はした方がいい」との回答が49.2％と半数を切りました。また、「してもしなくてもいい」との回答が46.5％と、ほぼ回答が二分しており、女性の方は、「してもしなくてもいい」との回答の方が多くなっています。年代別の回答からは、若い年代の方が「してもしなくてもいい」と回答する比率が高いことがわかります。



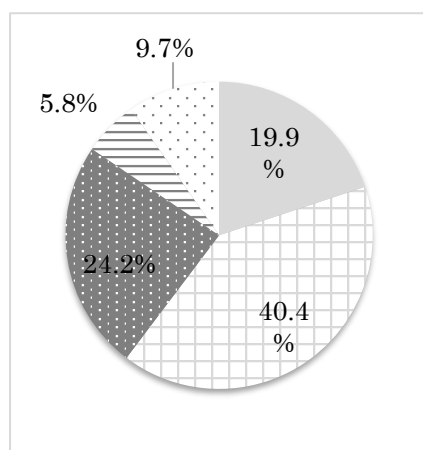
独身の方で「いずれは結婚したい」との設問で、「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した人が半数を超えましたが、性別でみると、女性は半数を切りました。結婚についての考え方は、男女で違いがありました。「結婚後、子どもを持ちたいか」との設問では、特に女性の方が子どもを希望しているという結果となりました。

(3) 家庭生活・子どもについて

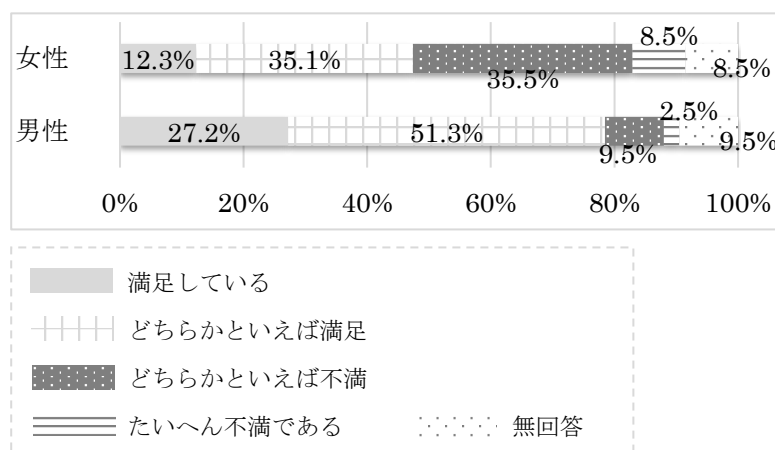
「どんな場合でも家事・育児・介護は夫婦が分担する方がいい (48.2%)」との回答が一番多かった一方、家事・育児・介護の分担は、「主に女性がやる」との回答が多くなっており、理想と現実のギャップがあることがわかります。また、「家事・育児・介護の分担に満足しているか」との設問では男性は約8割が満足していたが、女性の回答は、満足と不満の回答で二分しました。

【家事・育児・介護の満足度】

【全体】



【性別】



持ちたいと思った（思う）子どもの人数については、ここ10年は「3人」でしたが、今回は「2人」との回答が多くなり、若年層の方がその傾向が強くなりました。

出生数の減少の理由については、5年前調査と変わらず「経済的負担が増えるのは大変だから」が一番多くなり、子育てに関する金銭的負担感が大きいと考えられます。

(4) 女性の仕事について

女性の仕事に関する考え方では「男女に関係なく能力に応じて働き完全に平等にするべきだ」との回答が平成17年の調査以来、初めて5割を超えました (55.4%)。性別でみると、「女性が仕事を持つことには限界があり男女平等は難しい」との回答は女性が多くなり、実際には難しいと女性が実感しているとも考えられます。

(5) ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスが実現された社会に近づくために必要な企業の実践として、「男女ともに育児休業を取得しやすく、復帰しやすい仕組みづくり (25.4%)」の回答が一番多くなりました。また行政には、「育児や介護施設・サービスの充実 (42.2%)」の実践が必要との回答が多くなりました。

(6) 男性の育児休業について

今回初めて、休業を取得したとの回答があり、6人と少数ではありますが、意識や環境の変化を感じとることができます。

(7) 行政について

「女性の声が反映されているかはどちらともいえない (54.2%)」に次いで「女性の声が反映されていない (34.6%)」との回答が多くなりました。女性の声を行政に反映するためには「議員・審議会委員会の委員など政策決定の場にもっと女性を登用すべき (42.3%)」との回答が多く、クォータ制（議員、役員など一定数の女性を確保するために、あらかじめ割り当てを行うこと）にすべきとの意見もありました。

(8) DVについて

全体では、「まったくない (77%)」との回答が一番多くなりましたが、「何度もある」、「1、2度ある」との回答が、5年前より減っています。性別では、女性の方が少し多いですが、男性のDV被害経験も一定数ありました。また、DV被害経験があっても、「だれにも相談しなかった (38.2%)」との回答が一番多く、相談先として、公的機関等の相談窓口があることの周知がより必要となっています。

(9) 魚津市の男女の立場について

「男性が主に決定権を持ち、女性がそれに従う風土である (44.8%)」との回答が一番多く、経年でも変わっていません。一方、男女の望ましいあり方については、「持って生まれた性にとらわれず、男性も女性も能力に応じた自由な生き方のできる社会 (78.5%)」が一番多くなっており、5年前調査から25%増えています。

(10) 男女共同参画社会について

「男女共同参画社会を形成していくため、行政はどのようなことに力を入れていけばいいか」との設問については、「保育施設、育児サービスなどの子育て支援の充実 (19.2%)」との回答が一番多く、次いで「介護サービス等の充実 (16.5%)」であったことから、子育てや介護を担い、仕事と両立する女性の増加から、育児・介護の負担を減らすことが必要との考えがあると推察されます。

企業アンケート

賃金について、初任給や基本賃金上昇率についても「男女ともに同一（65.2%）」との回答割合がこれまでのアンケート結果と比較すると、過去最高となり男女間の格差が是正されていることがわかります。

女性の管理職・役員については、富山県の統計データと同様、女性の管理職率が29.2%と低い状況が続いています。女性管理職・役員の登用については、「能力があれば登用している」との回答が62.1%と経年でみると増えてきており、意識が変わってきているといえます。

男性の育児・介護・看護休暇については、取得実績の割合が上がってきていますが、まだ取得できていない現状が続いています。育児休業について、5年前は3人だったところ、9人まで増えており、少しずつではありますが、意識や環境の変容がうかがえます。

結婚支援について、「支援したい（51.5%）」という回答が5割を超えており、その背景には、独身者が増えていることも考えられます。行政と協働した婚活支援について引き続き検討していく必要があります。

魚津市の課題

これまでの本市の現状を踏まえ、男女共同参画社会実現のために、以下の課題に取り組むこととします。

- ① あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発
- ② 性の尊重
- ③ 労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- ④ 配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶

第 2 章

計画の内容

第2章 計画の内容

1. 基本理念

男女共同参画プランの推進にあたっては、「魚津市男女共同参画推進条例」の第3条に掲げられた次の6つを基本理念として、取り組んでいきます。

- (1) 性別による差別的取扱いをなくすとともに、だれもが個人としての能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。
- (2) 慣習、制度等における性別により固定された役割分担を見直し、男女がお互いを思いやり助け合える地域社会を作ること。
- (3) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定にあたり、男女が性別に関係なく対等に参画できる機会を確保すること。
- (4) 男女が、家庭的にも社会的にも共に責任を担い、あらゆる活動に対等な立場で参画できること。
- (5) 男女が、お互いの性を尊重し、それぞれの身体の特性について十分配慮するとともに、生涯にわたり健康が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会の一員として、国際的取組と協調のもとに行われること。

2. 将来像について

将来像

お互いを尊重し

自分らしく輝けるまち うおづ

魚津市男女共同参画プラン（第3次）で目指した「すべての男女（ひと）が 自分らしくいきいきと暮らせるまち 魚津」を継承した上で、お互いを尊重し自分らしく輝くことで、すべての人が活躍し豊かな生活を送ることができるまちの実現を目指します。

3. 基本目標について

将来像の実現のために、市民・企業アンケート等から見てきた主な課題に対して、2つの基本目標を設定し、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいきます。

基本目標 1 すべての人がお互いに認め合う意識づくり

男女共同参画社会とは、「魚津市男女共同参画推進条例」にもあるとおり、「男女が性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、かつ、責任を分かち合う」社会です。

しかし、市民アンケートの結果をみても、特に家庭での男女のあり方に関して、現実と理想のギャップが大きく、依然として女性に負担が偏っているという現実があります。あらゆる世代や場面で、性別にかかわらずお互いを思いやり、責任も分かち合うことが、より良い男女共同参画社会の実現には欠かせないことから、「すべての人がお互いに認め合う意識づくり」を第一の基本目標とします。

基本目標 2 誰もが安心して活躍できるまちづくり

職場においては、長時間労働が当然とされている男性中心の働き方・考え方を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）が依然として根付いており、家事と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が希望どおり活躍できない背景があります。誰もが安心して活躍できるためには、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現等、働き方の見直しが必要であり、近年では、各種事業所・団体における「イクボス」の存在が重要視されてきており、その育成が急務となっています。

さらに、人口減少や人口構成の変化が進む中、あらゆる分野において女性が活躍することは、社会の多様性を高め、本市がさらに活力あるまちとなるためにも極めて重

要です。しかし、行政や地域、企業等において政策や方針決定の場における女性の参画は少ないと言わざるを得ません。様々な方面から女性の負担軽減を図り、活躍の場を広げる取組みの推進が必要です。「魚津市男女共同参画推進条例」の第3条に掲げている基本理念にもあるとおり、男女共同参画の推進、特にこの課題に取り組むことが、国際社会の一員として、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献するものと考えられます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進については、すべての人が生涯にわたって健康であることが必要です。ライフステージに応じて自らの健康について考え、健康づくりに取り組むことが重要です。加えて、生活上の困難を抱える家庭や、障がい者、外国人等が安心して暮らせるよう、それぞれ異なる生活環境をふまえながら、その人に寄り添った支援が必要です。

家庭内で起こるDVも重大な人権侵害です。被害者の多くは女性ですが、男性の被害者もいます。だれにも相談できずに悩んでいる人も多いため、相談先の周知が今後重要となっています。

このような中で、社会環境の整備の観点から、「誰もが安心して活躍できるまちづくり」を第二の基本目標とします。

4. 取組みの体系図

将来像: お互いを尊重し 自分らしく輝けるまち うおづ

基 本 目 標

主 な 課 題

施 策

①

すべての人が
お互いに認め
合う意識づ
くり

① あらゆる分野における
男女共同参画意識の啓発

- (1) 生活の様々な場面における男女共同参画意識の形成
- (2) 学校における男女共同参画の教育推進

② 性の尊重

- (1) 男女の性差に関する相互理解
- (2) 妊娠・出産・子育てに関わる男女共同参画意識の啓発
- (3) 性的少数者(LGBT)に対する理解と配慮の促進

②

誰もが安心して
活躍できる
まちづくり

③ 労働慣行の見直しとワ
ーク・ライフ・バランス
の推進

女性活躍推進計画に位置付け

- (1) 多様な働き方の推進
- (2) 女性の能力発揮の支援
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進啓発
- (4) 安心して暮らすための健康支援と環境の整備
- (5) 独身男女の結婚支援

④ 配偶者・パートナー等
からのあらゆる暴力の
根絶

DV防止基本計画に位置付け

- (1) DV防止の啓発
- (2) 相談窓口と支援体制の強化および関係機関との連携

第 3 章

施策の展開

第3章 施策の展開

基本目標 1 すべての人がお互いに認め合う意識づくり

① 主な課題：あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発

市民アンケート結果からわかるように、男女のあらゆる分野での平等感が全国と比較しても本市においては低いことや、男女間で意識に違いがあることなどから、女性の負担軽減を図るため、さらなる意識の啓発が必要となっています。

施策（1） 生活の様々な場面における男女共同参画意識の形成

関係課（総務課、地域協働課）

（主な取組み） 市民が男女共同参画のことを身近に感じ、男女共同参画を自身の問題として理解することを目的に、地域住民と協働して様々な啓発活動を実施していきます。

■ 成果指標

（年度）

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
様々な場面で男女の地位が「平等」とであると答えた人の割合		
結婚や家庭生活で	20.1%	40.0%
学校教育の場で	48.4%	60.0%
就職や職場で	17.2%	30.0%
地域活動の場で	26.6%	30.0%
社会通念・習慣・しきたりなどで	9.0%	30.0%
政治や行政への参加において	9.7%	30.0%
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	78.4%	90.0%
男女共同参画推進関連の講座等に参加したことがある人の割合	6.8%	20.0%
日ごろから男女共同参画を意識している人の割合	17.9%	40.0%
女性役員の割合が30%以上の地域振興会の数	0%	50.0% (全13地区)
女性が役員として方針決定の場に参加している自主防災組織（地区単位）の数	46.2%	70.0% (全13地区)
女性防災士の数	11人	20人

施策（2） 学校における男女共同参画の教育推進

関係課（学校教育課）

（主な取組み） 男女共同参画や人権尊重に関する教育を推進します。性別による先入観にとられない進路指導や子どもの個性に配慮した学習環境づくりに努めます。

■ 成果指標

（年度）

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
様々な場面で男女の地位が「平等」と答えた人の割合 ・学校教育の場で	48.4%	60.0%

② 主な課題：性の尊重

男女共同参画社会の実現に向けて、大きな前提となるのは、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、相手に対する思いやりをもって生きていくことです。そのため発達段階に応じた人権教育や性教育、意識啓発が重要です。

また、女性が健康に出産し、家族が協力して子育てをすることは、少子化の今日の社会にとって大変重要です。性差や生殖機能についての正しい知識や、妊娠・出産期における男性の役割などについて適切な情報提供や啓発活動に努める必要があります。

さらに近年は、性的少数者（LGBT）に対する差別的言動によって、「生きづらさ」を感じながら生活を送っている人々に対しての配慮が必要です。多様な生き方を認め合う社会を意識的に作っていくことが必要とされています。

LGBTとは…

L＝Lesbian レズビアン（女性同性愛者）

G＝Gay ゲイ（男性同性愛者）

B＝Bisexual バイセクシャル（両性愛者）

T＝Transgender トランスジェンダー（心と身体の性の不一致）

生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のことを言います。

このほかにも…

Asexual アセクシャル（男性女性どちらにも恋愛感情や性的欲求を持たない人）

Xgender エックスジェンダー（心の性を明確に認識していない人）

Questioning クエスチョニング（自分の性が決められない、わからない、または決めない人）

上記のようにLGBTのほかにも様々な性のあり方が存在します。

施策（1） 男女の性差に関する相互理解

関係課（健康センター、学校教育課）

（主な取組み） 男女ともそれぞれの身体について十分に理解し、性に対する正しい知識を身につけるようにするため、学校等において、男女の性についての認識を育て、お互いの性を尊重し思いやりの心や命の大切さを育む学習の充実に努めます。

■ 実施項目

（年度）

新規

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
いのちの教育推進事業（命の大切さと性を学ぶ事業）の実施	実施	継続

施策（2） 妊娠・出産・子育てに関わる男女共同参画意識の啓発

関係課（健康センター、こども課、地域協働課）

（主な取組み） 子ども・子育て支援事業計画に基づき、母親と子どもの健康の保持に努めるとともに、妊娠・出産期における男性の役割分担等についての教室開催等、市内事業所や市民に対し、積極的に啓発していきます。

■ 成果指標

（年度）

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
家庭における家事・子育て・介護の分担について、「男女で協力してやっている」と答えた人の割合	21.6%	50.0%

施策（3） 性的少数者（LGBT）に対する理解と配慮の促進

関係課（市民課、地域協働課）

（主な取組み） 性的少数者に対する市民の理解促進のため、性的少数者を取りまく人権課題等に関して啓発活動を実施していきます。

■ 実施項目

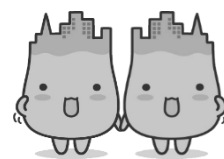
（年度）

新規

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
人権相談所の開設、商業店舗での啓発活動の実施	実施	継続
H P等による啓発活動の実施	実施	継続

やってみよう！

(市民、事業所、地域みなさま)



＊家庭・地域・職場・学校など、暮らしの中での様々なことは、男女を問わず誰にでもできるという意識を持ち、積極的に行いましょう。

「大丈夫?」「ありがとう」の言葉をかけられるようにしましょう。

＊子育てや介護は女性だけではなく、男性にもできることがたくさんあることを理解し、意識してできることから実践しましょう。

「手伝う」という意識ではなく、「**自分事（じぶんごと）**」としてやってみましょう。

＊性的少数者（LGBT）は、病気や個人のわがままではないことを理解し、多様な生き方を認め合いましょう。

*** 相手の気持ちを考えてみましょう ***

基本目標 2 誰もが安心して活躍できるまちづくり

③ 主な課題：労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

《女性活躍推進計画》

男性中心の働き方・考え方を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）等を見直すことにより、長時間労働の是正や柔軟で多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児休業取得を促進するなど、性別にかかわらず、すべての人が活躍できるよう取り組むことが重要です。

施策（1） 多様な働き方の推進

関係課（商工観光課、地域協働課）

（主な取組み） 長時間労働の是正と柔軟な働き方など働き方改革を推進するため、市内事業者に対して各種制度や、多様な働き方を実践する企業等の取組みについて情報提供を行います。また、あらゆるハラスメント行為は人権侵害であることを啓発し、職場における人権侵害の防止に向けて、商工会議所等と連携し啓発活動に努めます。

■ 成果指標

（年度）

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
あらゆるハラスメント防止について、就業規則等で明確化するなどの取組みを行っている事業所の割合	33.3%	70.0%

施策（2） 女性の能力発揮の支援

関係課（商工観光課、農林水産課、総務課、財政課、地域協働課）

（主な取組み） あらゆる分野の事業所、公的機関に対し、方針決定過程により多くの女性が参画できるように促し、性別にかかわらずその能力と本人の意思に応じて管理職や役員に登用することを前提としながら、女性の比率がさらに高まるよう啓発します。

働く意欲のある人が結婚、出産・子育て・介護を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指します。夫婦いずれか一方に負担が偏ることが無いように、男女を問わず育児・介護休業の取得を促進します。市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、関係機関と連携し、再就職支援の情報提供を行います。

■ 成果指標

(年度)

項目	現況 R 1 (2019)	目標 R 7 (2025)
過去5年間に育児休業制度または介護休業制度を14日以上利用した男性従業員がいる事業所	14.3%	30.0%
女性管理職や女性の役員がいる事業所の割合	54.7%	80.0%
女性管理職について、能力があれば性別を問わず登用している事業所の割合	62.1%	80.0%
公的な委員会、審議会等の女性委員の比率	27.7%	40.0%
女性の声が行政に反映されていると思うと答えた人の割合	7.0%	25.0%
市職員の管理職の女性比率	18.0%	30.0%
「女性活躍推進法」に基づいて、「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合（努力義務の事業所）	0.7%	10.0%
「次世代育成支援対策推進法」に基づいて「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合（努力義務の事業所）	3.0%	10.0%
魚津市入札参加資格をもつ事業所において「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合	14.8%	30.0%
魚津市入札参加資格をもつ事業所において「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合	25.0%	50.0%

新規

新規

新規

施策（3） ワーク・ライフ・バランスの推進啓発

関係課（商工観光課、地域協働課）

（主な取組み） 事業者および市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発します。特に子育てや介護をしながら働く市民を支援するため、関係機関と連携し、各種支援制度に関する情報提供等を行います。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進においては、企業の経営者や管理職の理解が不可欠であることから、「イクボス宣言」事業所の取組みを紹介し、意識啓発に努めます。

■ 成果指標

(年度)

項目	現況 R 1 (2019)	目標 R 7 (2025)
「ワーク・ライフ・バランス」を意識して仕事・家庭の両立に取り組んでいる市民・事業所の割合	40.7%	60.0%
「イクボス宣言」事業所数	15 社	30 社

施策（4） 安心して暮らすための健康支援と環境の整備

関係課（健康センター、こども課、社会福祉課）

（主な取組み） ワーク・ライフ・バランスの推進にあたり、すべての人が生涯にわたって健康で暮らすことができる社会の実現を目指して、魚津市健康増進プランに基づき各種事業を実施します。

また、生活上の困難を抱えるひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等が働き続けることができ、安心して暮らせるように、相談体制の強化ときめ細やかな支援を行います。

■ 成果指標

（年度）

新規

項目	現況	目標
	R 2（2020）	R 7（2025）
健康だと感じている市民の割合	78.2%	80.0%

施策（5） 独身男女の結婚支援

関係課（地域協働課）

（主な取組み） 支え合える家族が増え、互いが協力して人生を送る形ともいえる「結婚」について、結婚を希望する独身男女に向けて、魚津の魅力を体験しながら様々な人と交流ができる出会いの場の創出などによって支援します。

■ 成果指標

（年度）

新規

項目	現況	目標
	R 1（2019）	R 7（2025）
このとりマリッジサポート事業による婚姻成立数（累計）	2組	5組

④ 主な課題：配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶

《DV（ドメスティック・バイオレンス）防止基本計画》

暴力は、被害者の人権を侵害する行為であり、決して許されることではありません。配偶者やパートナーからの暴力（DV）についても犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは殴ったり蹴ったりするという身体的な暴力のみではなく、相手の人格を否定するような暴言や脅迫といった精神的暴力、性的行為を強要する性的暴力、生活費を渡さないといった経済的な暴力など様々な形があります。また、DVは性別を問わず男女ともに被害者になりえます。

市民アンケートによると、DV被害経験があっても「誰にも相談しなかった」人が多い実態があることから、DVを未然に防ぐことはもちろん、早期発見や通報体制の整備を図るとともに、相談窓口の周知や、相談しやすい環境整備など支援体制の強化が必要です。

施策（1） DV防止の啓発

関係課（市民課、こども課、環境安全課、地域協働課）

（主な取組み） 「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」「DVは一部の人の問題ではなく多くの市民に身近な問題である」という認識を定着させるため、市民に対して積極的な広報・啓発活動を行います。

■ 成果指標

（年度）

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
DV被害を受けたことがあると答えた人の割合	18.4%	5.0%以下
DV被害を受けた人のうち、公的機関を含め誰かに相談した人の割合	61.8%	90.0%

施策（2） 相談窓口と支援体制の強化および関係機関との連携

関係課（市民課、こども課、環境安全課、地域協働課）

（主な取組み） DVに関する相談、情報提供窓口を広く周知するとともに、適切な対応がとれる相談支援体制を整備します。被害者支援について関係機関との連携を強化するとともに、性犯罪を含む暴力を防止するため、地域と協働して防犯体制の強化に努めます。

また、DV被害者の多くが女性であることを考慮し、相談窓口に女性職員を配置するとともに、職員が被害者支援に必要な研修を受講する等、対応できる人材を育成します。

■ 実施項目

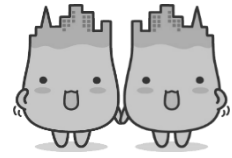
（年度）

項目	現況 R 1（2019）	目標 R 7（2025）
情報提供窓口のチラシ配布、広報掲載等による周知	実施	継続
職員による研修の受講	実施	継続

新規

やってみよう！

(市民、事業所、地域のみなさま)



- *事業所の皆様は、性別にかかわらず誰もが能力に応じて平等に働くことができる環境づくりに努め、普段からお互いの職務内容や家庭環境を理解することを意識しましょう。
- *ハラスメント行為は男性だけ女性だけの問題ではないという意識を持ち、予防に努め、働きやすい環境を整備しましょう。
- *業務の効率化を図り長時間労働を見直し、仕事以外の時間を確保し、家族で家事・子育て・介護等に協力して取り組めるよう様々な休暇制度等を積極的に利用しましょう。
- *ワーク（仕事）もライフ（生活）もまずは健康な心身が前提であり、健康寿命を意識した健康づくりに取り組みましょう。
- *地域の代表や役員の選出にあたっては、女性も積極的に役につくことで、できるだけ男女の比率が同じになるようにしましょう。地域組織の代表等は「男性が務めるもの」と決まっているわけではなく、多様な意見を共有することの重要性を意識しましょう。
- *DV被害にあっていると思ったら、ひとりで悩まずに、身近な人や公的機関の相談窓口に相談しましょう。

市民相談窓口

0765-23-1003

(月～金曜日（祝日年末年始を除く）)

8：30～17：15

第 4 章

計画の推進

第4章 計画の推進

1.計画の推進体制

様々な組織、機関、団体等が連携・協働して、男女共同参画社会の実現を目指します。

■魚津市男女共同参画市民委員会【市長の諮問機関】

魚津市男女共同参画推進条例（以下条例）第19条に基づき、市民委員会を設置し、男女共同参画の推進について調査、研究し、市への提言を行います。また、この計画に基づいて実施した施策の実施状況の報告を受け、それについて、点検、評価を行い、市へ意見を述べます。

■魚津市男女共同参画庁内推進会議【庁内の推進機関】

「魚津市男女共同参画庁内推進会議」のなかで、関係各課の施策・事業の実施状況を定期的に把握するとともに、関係各課の連携を強化します。また、市民委員会の答申に沿って具体的な行政施策を作成し、男女共同参画社会に関する行政の総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

■魚津市男女共同参画地域推進員連絡会

条例第16条に基づき、地域推進員を設置し、魚津市における男女共同参画を推進するための啓発活動への協力や、その他に必要な活動をこの計画に基づいて行います。

■市民、事業者、自治会等および教育関係者

男女共同参画を推進していくため、この計画の内容について、市民、事業者、自治会等、および教育関係者に情報提供し、計画の基本理念に関する理解を深めていただくことにより、あらゆる場面で男女共同参画を実践し、市民総参加によって男女共同参画社会の実現に取り組みます。

■国、県、他市町村等の関係機関や関係団体

国、県、他市町村等の関係機関や関係団体との情報交換や相互協力により、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

2.計画の進行管理

成果指標の設定

計画をより実効性のあるものとするため令和7年度（2025年度）を目標年度とする数値目標（指標）を設定します。市民委員会は達成状況についても評価・点検等を行います。

3.成果指標 一覧（再掲）

基本目標 1：すべての人がお互いに認めあう意識づくり

項目	(年度)		
	現況 R 1 (2019)	目標 R 7 (2025)	備考
様々な場面で男女の地位が「平等」とであると答えた人の割合			男女共同参画に関する市民アンケート (以下市民アンケート) ※1
結婚や家庭生活で	20.1%	40.0%	
学校教育の場で	48.4%	60.0%	
就職や職場で	17.2%	30.0%	
地域活動の場で	26.6%	30.0%	
社会通念・習慣・しきたりなどで	9.0%	30.0%	
政治や行政への参加において	9.7%	30.0%	
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	78.4%	90.0%	
男女共同参画推進関連の講座等に参加したことがある人の割合	6.8%	20.0%	
日ごろから男女共同参画を意識している人の割合	17.9%	40.0%	担当課調査※2
女性役員の割合が 30%以上の地域振興会の数	0%	50.0%	
女性が役員として方針決定の場に参加している自主防災組織（地区単位）の数	46.2%	70.0%	担当課調査
女性防災士の数	11 人	20 人	担当課調査
家庭における家事・子育て・介護の分担について、「男女で協力してやっている」と答えた人の割合	21.6%	50.0%	市民アンケート

基本目標 2：誰もが安心して活躍できるまちづくり

項目	(年度)		
	現況 R 1 (2019)	目標 R 7 (2025)	備考
あらゆるハラスメント防止について、就業規則等で明確化するなどの取組みを行っている事業所の割合	33.3%	70.0%	市民アンケート
過去 5 年間に育児休業制度または介護休業制度を 14 日以上利用した男性従業員がいる事業所	14.3%	30.0%	

女性管理職や女性の役員がいる事業所の割合	54.7%	80.0%	市民アンケート
女性管理職について、能力があれば性別を問わず登用している事業所の割合	62.1%	80.0%	
公的な委員会、審議会等の女性委員の比率	27.7%	40.0%	担当課調査
女性の声が行政に反映されていると思うと答えた人の割合	7.0%	25.0%	市民アンケート
市職員の管理職の女性比率	18.0%	30.0%	担当課調査
「女性活躍推進法」に基づいて、「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合（努力義務の事業所）	0.7%	10.0%	担当課調査
「次世代育成支援対策推進法」に基づいて「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合（努力義務の事業所）	3.0%	10.0%	担当課調査
魚津市入札参加資格をもつ事業所において「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合	14.8%	30.0%	担当課調査
魚津市入札参加資格をもつ事業所において「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業所の割合	25.0%	50.0%	担当課調査
「ワーク・ライフ・バランス」を意識して仕事・家庭の両立に取り組んでいる市民・事業所の割合	40.7%	60.0%	市民アンケート
「イクボス宣言」事業所数	15 社	30 社	担当課調査
健康だと感じている市民の割合	78.2% (R2) ※3	80.0%	担当課調査
このとりまリッジサポート事業による婚姻成立数（累計）	2 組	5 組	担当課調査
DV被害を受けたことがあると答えた人の割合	18.4%	5.0%以下	市民アンケート
DV被害を受けた人のうち、公的機関を含め誰かに相談した人の割合	61.8%	90.0%	

※1 市民アンケート … 男女共同参画に関する市民・企業へのアンケート、
プラン策定時に実施（地域協働課）

※2 担当課調査 … 各担当課（総務課、地域協働課、財政課、健康センター）による調査

※3 「健康づくりに関する市民意識調査」より

資料編

1.魚津市男女共同参画推進市民委員会名簿

任期：令和2年6月1日～4年3月31日（令和3年3月現在）

役 職	氏 名	所属等
会 長	大蔵 浩一	魚津市小学校校長会
副会長	青木 やす子	うおづ女性の会連絡会
委 員	河内 美穂	魚津商工会議所女性会
	荒木 剣	魚津商工会議所青年部
	大森 仁	連合富山新川地域協議会 魚津ブロック
	慶伊 成彦	魚津市 PTA 連合会
	谷川 悠	公益社団法人 新川青年会議所
	大野 聡一	魚津市自治振興会連合会
	本島 聡美	(株)新川インフォメーションセンター (ケーブルテレビ NICE-TV)
	中島 美紀	魚津市男女共同参画地域推進員
	小林 智樹	魚津市男女共同参画地域推進員
	中田 朝美	公募委員

2.魚津市男女共同参画地域推進員 兼 富山県男女共同参画推進員魚津市連絡会名簿

任期：令和2年4月1日～4年3月31日（令和3年3月現在）

地区名	氏 名	地区名	氏 名
大 町	山口 等	片 貝	岩寺 満
村 木	小林 智樹	加 積	本田 陽一
下中島	多東 辰巳	道 下	浦辺 誠一
上中島	山根 裕治	経 田	経澤 友恵
松 倉	林 恵美	天 神	中島 美紀
上野方	本田 千賀子	西布施	平野 真紀子
本 江	広瀬 沙織		

3.魚津市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 魚津市が、女性の社会参加の推進と、実りある男女共同参画社会の実現を目ざして、「魚津市男女共同参画プラン」を策定し総合的な推進を図るため「魚津市男女共同参画庁内推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 「魚津市男女共同参画プラン」の策定にあたり、魚津市男女共同参画推進市民委員会の答申に添って、具体的な行政施策を作成する。
- (2) 男女共同参画社会に関する行政の総合的な推進を図る。

(組織)

第3条 推進会議は、座長、副座長及び幹事をもって組織する。

- 2 座長は、女性活躍社会推進室長をもって充てる。
- 3 副座長は、女性活躍社会推進室長代理をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 座長は、必要に応じ会議を招集し、所掌事務を主宰する。

- 2 座長は、必要があるときは委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときはその職務を代行する。

(庶務)

第5条 推進会議に関する庶務は、企画総務部地域協働課において処理する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日市第725号市長決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日市第692号市長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日付地第44号市長決裁)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月30日付魚津市告示第60号)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

魚津市男女共同参画庁内推進会議幹事名簿

教育委員会次長
企画政策課長
総務課長
教育総務課長
生涯学習・スポーツ課長
市民課長
社会福祉課長
こども課長
健康センター所長
商工観光課長
農林水産課長

4.魚津市男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 17 日

魚津市条例 6 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 市が行う基本的な施策（第 11 条—第 16 条）

第 3 章 苦情や相談への対応（第 17 条・第 18 条）

第 4 章 魚津市男女共同参画推進市民委員会（第 19 条—第 21 条）

第 5 章 補則（第 22 条）

附則

（前文）

私達をとりまく社会情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化等、急激で多様な変化を続けています。これらの変化に的確に対応しながら、子どもから高齢者まですべての人が安心して暮らせる豊かで住みやすいまちにすることが求められています。そのためには、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、人間としてのすばらしさをお互いに認め合い、自立した個人としてそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を形成することが必要です。近年、女性の社会進出はめざましく、女性の果たす役割が増大しています。しかし、いまだに男女の固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強くあり、真の男女共同参画社会の達成には多くの課題が残されています。

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等をうたい、平成 11 年には男女共同参画社会基本法が制定され、国と地方公共団体が連携しながらさまざまな取り組みが進められています。これらを踏まえ、男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女が性別にかかわらず、家庭、

職場、地域等で、自らの能力を十分発揮できるよう基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画についての基本的事項を定め計画的に推進することにより、誰もが暮らしやすい男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意味を、次のように定めます。

（1）男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、かつ、責任を分かち合うことをいいます。

（2）自治会等 地域の中で自主的に活動している団体のことをいいます。

（3）事業者等 事業者、自治会等及び教育関係者のことをいいます。

（4）セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反する性的言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいいます。

（5）ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある男女間において行われる身体的・精神的苦痛を与える暴力その他の行為をいいます。

（6）積極的格差是正措置 社会活動における男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

（基本理念）

男女共同参画の推進は、次のような基本理念に基づいて行います。

（1）性別による差別的取扱いをなくすとともに、だれもが個人としての能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。

（2）慣習、制度等における性別により固定された役割分担を見直し、男女がお互いを思いやり助け合える地域社会を作ること。

（3）市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定

にあたり、男女が性別に関係なく対等に参画できる機会を確保すること。

(4) 男女が、家庭的にも社会的にも共に責任を担い、あらゆる活動に対等な立場で参画できること。

(5) 男女が、お互いの性を尊重し、それぞれの身体の特性について十分配慮するとともに、生涯にわたり健康が確保されること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会の一員として、国際的取り組みと協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に従い、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に定め、推進しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

3 市は、育児・介護等に男女ともかかわれるよう、社会的環境を整備しなければなりません。

4 市は、委員会、審議会等の政策決定の場において、男女が対等に参画できるよう積極的格差是正措置を講じなければなりません。

5 市は、男女共同参画の推進にあたり、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民、事業者等と協力して、男女共同参画に関する施策に取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の基本理念に関する理解を深め、日常生活の中において、性別の意識にとらわれず、男女共同参画社会の実現に努めなければなりません。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の基本理念に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者は、男女が職場及び家庭生活を両立できるよう職場環境の整備に努めなければなりません。

3 事業者は、職場において、性別による差別的な取り扱いを行わないよう努めなければなりません。

4 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関す

る施策に協力するよう努めなければなりません。

5 事業者は、市の求めに応じて、男女の就業状況その他必要な報告をしなければなりません。

(自治会等の責務)

第7条 自治会等は、基本理念に関する理解を深め、固定された役割分担を見直し、男女が平等に参画できるよう努めなければなりません。

2 自治会等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第8条 学校教育その他すべての教育関係者は、この条例の基本理念に基づき、性による差別のない教育及び学習を実施しなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 いかなる人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 いかなる人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントをしてはなりません。

3 いかなる人も、すべての男女間において、ドメスティック・バイオレンス等あらゆる暴力・虐待の行為をしてはなりません。

(市民への情報提供に関する配慮)

第10条 いかなる人も、広く市民へ情報提供するとき、過度な性的表現及び男女間の暴力を助長し連想させる表現をしないよう努めなければなりません。

市が行う基本的な施策

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画を推進するための基本計画及びそれに基づく実施計画（以下「計画等」といいます。）を策定します。

2 基本計画は、次の事項について定めるものとします。

(1) 男女共同参画を推進するための総合的かつ長期的な目標及び大綱

(2) 前号に基づいて実施すべき具体的な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項

3 市長は、計画等を策定又は変更するときは、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、魚津市男女共同参画推進市民委員会に意見を求め、その意見を尊重しなければなりません。

4 市長は、計画等を策定又は変更したときは、これを速やかに公表します。

（普及啓発）

第 12 条 市長は、市民及び事業者等の男女共同参画に関する理解を深めるために、広報及び啓発を行います。

（調査研究）

第 13 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に関し、必要な調査や研究を行います。

（年次報告）

第 14 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し公表します。

（自主的活動への支援）

第 15 条 市長は、市民及び事業者等が男女共同参画を推進するために行う自主的な活動及び事業に対して、必要な支援を行います。

（魚津市男女共同参画地域推進員）

第 16 条 市長は、市が行う男女共同参画を推進するための啓発活動への協力その他必要な活動を行う魚津市男女共同参画地域推進員（以下「地域推進員」といいます。）を置くことができます。

2 地域推進員は市長が委嘱します。

第3章 苦情や相談への対応

（苦情への対応）

第 17 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出に対し、適切に対応するよう努めます。

2 市長は、男女共同参画に関する苦情に応じるため、専門家等による苦情処理機関を置くことができます。

（相談への対応）

第 18 条 市長は、男女共同参画に関する相談に対しては、相談窓口を設置し、県等の関係機関と連携しながら、解決に必要な調査、指導及び助言を行い適切に対応する

よう努めます。

第4章 魚津市男女共同参画推進市民委員会

（魚津市男女共同参画推進市民委員会の設置）

第 19 条 市長は、男女共同参画を推進するため、魚津市男女共同参画推進市民委員会（以下「市民委員会」といいます。）を設置します。

（市民委員会の役割）

第 20 条 市民委員会は次に掲げることを行います。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進について調査及び研究をするとともに意見を述べること

(2) 計画等及び市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告を受け、それについて意見を述べること

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項について意見を述べること

（市民委員会の組織）

第 21 条 市民委員会の委員は、15 名以内で組織します。ただし、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の4未満とならないようにしなければなりません。

2 委員は、市民、事業者等、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱します。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、3期以上の再任はできないものとします。

5 市民委員会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置きます。

6 会長は、市民委員会を代表し、会務を総理します。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

第5章 補則

（委任）

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 16 年4月1日から施行します。

5. 世界と国、富山県、そして魚津市の年表

年	世界または国連	国	富山県	魚津市
1975 年 (昭 50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）で「世界行動計画」を採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室設置		
1976 年 (昭 51)		・民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に） ・第 1 回日本婦人問題会議		
1977 年 (昭 52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館が開館		
1979 年 (昭 54)	・第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1980 年 (昭 55)	・「国際婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）	・民法一部改正（配偶者の法定相続分が 1/3 から 1/2 へ）	・生活環境部に婦人青少年課設置 ・婦人関係行政連絡会議設置 ・婦人問題懇話会設置	
1981 年 (昭 56)	・ILO 第 156 号条約（男女労働者・家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）の採択（ILO 総会）		・「婦人の明日をひらく富山県行動計画」策定	
1984 年 (昭 59)		・国籍法及び戸籍法一部改正（子の戸籍…父系血統主義から父母両系主義へ）		
1985 年 (昭 60)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） ・「ナイロビ将来戦略」の採択 NGO フォーラム開催	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・労働基準法一部改正（施行は昭 61 年）		
1987 年 (昭 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・「21 世紀をめざすとやま女性プラン」策定	
1989 年 (平元)		・「法令」改正（婚姻・親子関係等における男性優先規定の改正）		
1991 年 (平 3)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）」策定 ・「育児休業法」成立（平 4 年施行）	・「富山県女性問題懇話会」設置	
1992 年 (平 4)		・初の婦人問題担当大臣設置	・「新とやま女性プラン」策定	
1993 年 (平 5)	・世界人権会議（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（国連総会）	・「パートタイム労働法」成立		
1994 年 (平 6)	・ILO 第 175 号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO 総会） ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	・総理府 男女共同参画室設置	・婦人青少年課の名称を女性青少年課に変更	

年	世界または国連	国	富山県	魚津市
1995 年 (平 7)	・社会開発サミット開催 (コペンハーゲン) ・第 4 回国連世界女性会議 開催(北京)「行動綱領」「北 京宣言」採択	・「育児・介護休業法」成立 ・ILO 第 156 号条例批 准		
1996 年 (平 8)		・「男女共同参画 2000 年 プラン」策定	・(財)富山女性財団の設立	
1997 年 (平 9)		・男女雇用機会均等法、労 働基準法、育児・介護休業 法一部改正(施行は平 11 年、母性保護規定は平 10 年)	・「とやま男女共同参画プ ラン」策定 ・女性総合センター(現: 県民共生センター)「サンフ ォルテ」開館	・「魚津市男女協力プラン ～YOU & I プラン～」策 定 ・男女協力プラン推進市民 委員会設置
1999 年 (平 11)		・「男女共同参画社会基本 法」公布、施行		
2000 年 (平 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニュ ーヨーク)	・「男女共同参画計画」策定		
2001 年 (平 13)		・内閣府男女共同参画局設 置 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関す る法律」施行	・「富山県男女共同参画推 進条例」公布、施行 ・「富山県民男女共同参画 計画」策定	
2002 年 (平 14)			・女性青少年課が再編され 生活環境部に男女共同参 画・ボランティア課を設置	
2003 年 (平 15)		・「次世代育成支援対策推 進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」 施行		・企画広報室から市民生活 課へ所管変え
2004 年 (平 16)		・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関す る法律」一部施行 ・育児・介護休業法一部改 正 (施行は平 17 年)		・魚津市男女共同参画推進 条例公布、施行 ・市民委員会、地域推進員 設置
2005 年 (平 17)	・第 49 回国連婦人の地位 委員会(国連「北京+10」 世界閣僚級会合)開催(ニ ューヨーク)	・「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定		
2006 年 (平 18)		・「男女雇用機会均等法」一 部改正(施行は平 19 年)	・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関す る基本計画」策定	・「魚津市男女共同参画推 進プラン～YOU & 愛 2006～」策定
2007 年 (平 19)		・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関す る法律」一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワー クライフバランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推 進のための行動指針」策定	・「富山県民男女共同参画 基本計画(第 2 次)」策定	
2009 年 (平 21)		・「育児・介護休業法」一部 改正	・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関す る基本計画(第 2 次)」策 定	・市民課から地域協働課へ 所管変え
2010 年 (平 22)	・第 54 回国連婦人の地位 委員会(国連「北京+15」 記念会合)開催(ニューヨ ーク)	・「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」策定		

年	世界または国連	国	富山県	魚津市
2011 年 (平 23)				・「魚津市男女共同参画推進プラン～YOU & 愛 2006～」後期実施計画策定
2012 年 (平 24)			・「富山県民男女共同参画計画（第 3 次）」策定	
2014 年 (平 26)			・男女参画・ボランティア課から男女参画・県民協働課に名称変更	
2015 年 (平 27)	・第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）開催（ニューヨーク） ・持続可能な開発目標 SDGs を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連で採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		
2016 年 (平 28)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次）」策定	・「魚津市男女共同参画推進プラン（第 3 次）YOU & 愛 2016～2020」策定
2017 年 (平 29)		・「働き方改革実行計画」策定	・男女参画・県民協働課、地方創生推進室、労働雇用課を再編した少子化対策県民活躍課が設置され、総合政策局所属となる。	・「魚津市男女共同参画推進プラン（第 3 次）YOU & 愛 2016～2020」の一部改訂（計画内に女性活躍推進計画を位置付ける）
2018 年 (平 30)			・「富山県民男女共同参画計画（第 4 次）」策定	
2020 年 (令 2)	・第 64 回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）（新型コロナウイルス感染拡大の影響により規模縮小）	・「男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定		
2021 年 (令 3)				・「魚津市男女共同参画推進プラン（第 4 次）YOU & 愛 2021～2025」策定

魚津市男女共同参画プラン(第4次)YOU&愛 2021～2025

魚津市 企画総務部 地域協働課

〒937-8555 魚津市釈迦堂 1-10-1

Tel : 0765-23-1131 Fax : 0765-23-1051

<https://www.city.uzo.toyoama.jp>

発行：令和3年（2021年）3月